

笠置町の給与・定員管理等について

1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

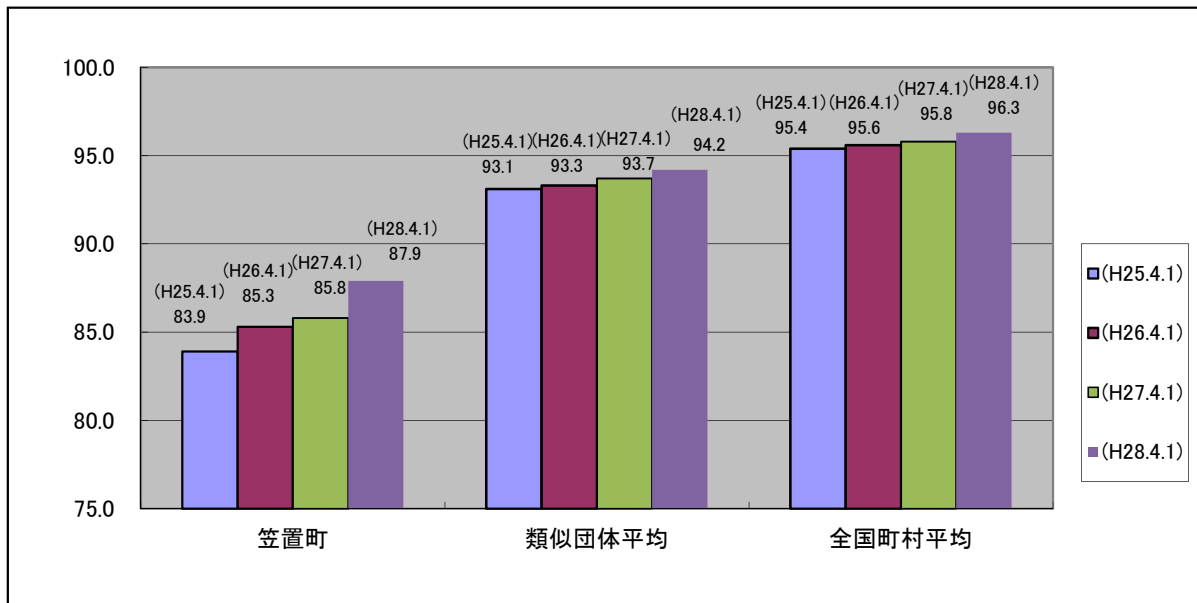
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 26年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
27	1,468	1,364,364	80,289	350,453	25.7	25.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体 (I-2) 平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27	44	131,482	21,392	49,109	201,983	4,591	5,424

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①② 近年、国と同じ額・前歴換算の考え方をういた職員給与を新規採用職員に適用することにより、当該率を3年連続で上昇させていることが大きな要因となっている。
 また、国が実施した給与制度の総合的見直しについては、従前より当町の給与水準が低いことから、実施を見送ったことにより当該指数が増加している（平成28年度中において、平成28年4月1日に遡り、給与制度の総合的見直しを実施した）。
 なお、当町の当該率については類似団体平均並びに全国町村平均と比較して低いことから、この状況を改善する（下げる）ことは考えていない。

(4) 給与改定の状況

①月例給

※当町においては人事委員会を設置していないため、額等を記載していない

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
27年度	円	円	円	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレ
ス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

※当町においては人事委員会を設置していないため、額等を記載していない

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
27年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給
月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

給料表の改定実施時期：平成28年4月1日(遡及実施)
内容：一般行政職の給料表について、国の給料表と同じとした。ただし、給料月額が減額となる職員については、経過措置(現給保障)を実施している。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

当町は地域手当未支給地となっている(ただし人事院規則9-49 別表第1に定める支給地域に勤務する者を除く)。

③その他の見直し内容

(なし)

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
笠置町	41.3歳	275,686円	322,096円	298,495円
京都府	43.5歳	330,730円	417,366円	381,393円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体 (I-2)	41.6歳	295,805円	338,210円	322,016円

②技能労務職

※ 対象となる職員が1人のため、個人の特定を避けることとして表示しない。

③税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
笠置町	35.0歳	243,750円	303,015円	260,057円
都道府県平均	42.8歳	323,311円	401,984円	365,968円
国	43.3歳	366,926円	—	442,569円
類似団体 (I-2)	39.4歳	285,570円	338,096円	306,327円

④福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
笠置町	40.6歳	258,067円	290,614円	271,152円
都道府県平均	42.1歳	332,633円	422,451円	368,676円
国	42.4歳	330,211円	—	379,832円
類似団体 (I-2)	40.1歳	272,926円	299,718円	283,340円

⑤看護・保健職

※ 対象となる職員が1人のため、個人の特定を避けることとして表示しない。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区分		笠置町	京都府	国
一般行政職	大学卒	176,700円	185,600円	176,700円
	高校卒	144,600円	150,900円	144,600円
技能労務職	高校卒	144,600円	—	—
	中校卒	—	—	—
税務職	大学卒	176,700円	—	—
	高校卒	144,600円	—	—
福祉職	大学卒	176,700円	—	—
	高校卒	144,600円	—	—
看護・保健職	大学卒	176,700円	—	—
	高校卒	144,600円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成28年4月1日現在）

区分		経験年数 10年～14年	経験年数 15年～19年	経験年数 20年～24年	経験年数 25年以上
一般行政職	大学卒	—	—	304,360円	※
	高校卒	※	※	※	354,049円
技能労務職	高校卒	—	—	—	※
	中校卒	—	—	—	—
税務職	大学卒	—	—	—	※
	高校卒	—	—	—	—
福祉職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	※
看護・保健職	大学卒	—	※	—	—
	高校卒	—	—	—	—

(注) 1 該当者がいない欄については「—」としている。

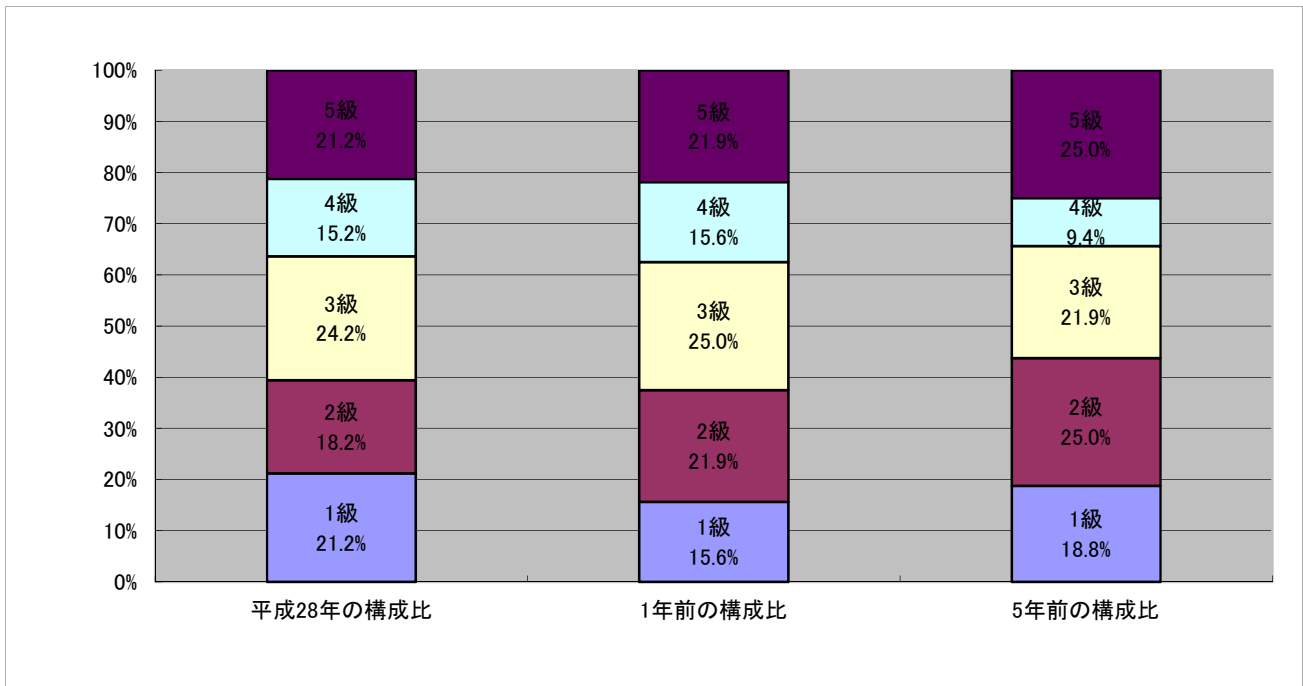
2 対象となる職員数が3人以下の場合は、個人の特定を避けるため、「※」としている。

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在、遡及前）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事補、主事	7人	21.2%	140,100円	246,100円
2級	主任	6人	18.2%	190,200円	309,100円
3級	主査	8人	24.2%	227,100円	355,800円
4級	課長補佐	5人	15.2%	265,100円	389,400円
5級	課長	7人	21.2%	291,900円	401,700円
6級	参事	0人	0.0%	323,300円	423,700円

- (注) 1 笠置町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	笠置町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用		○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用	○			
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4. 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

笠置町		京都府		国	
一人当たり平均支給額 (平成27年度) 1,270千円		一人当たり平均支給額 (平成27年度) 1,694千円		-	
(平成27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分 (1.45月分) (0.75月分)		(平成27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分 (1.45月分) (0.75月分)		(平成27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分 (1.45月分) (0.75月分)	
(加算措置の状況) 役職加算 5、6級 10% 3、4級 5% 管理職加算 なし		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%、20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%～25%	

(注) () 内は、再任用職員にかかる支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	笠置町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

笠置町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算 1人当たり平均支給額（全支給平均） 10,597千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算		

(注) 退職手当の1人あたりの平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績（平成27年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全町	0%	0人	0%

※ ただし人事院規則9-49 別表第1に定める支給地域に勤務する者を除く。

(4) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）	—
支給職員1人あたり平均支給年額（平成27年度決算）	—
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）	—
手当の種類（手当額）	—

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	7,170千円
職員1人あたり平均支給年額（平成27年度決算）	217千円
支給実績（平成26年度決算）	8,047千円
職員1人あたり平均支給年額（平成26年度決算）	244千円

(注) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給1人あたり平均 支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同	—	5,900千円	245,795円
	扶養親族（配偶者を除く） 1人につき 6,500円				
	配偶者のいない職員の扶養親族の場合 1人目 11,000円				
	満16歳の年度当初から満22歳の年度末までの 扶養親族 1人につき5,000円加算				
住居手当	借家（家賃に応じて） 最高27,000円	同	—	903千円	150,417円
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額（55,000円限度）	異	交通用具利用者のうち、2km以上5km未満の者に係る手当額について、国は2,000円	3,002千円	115,489円
	交通用具利用者（距離2km以上）				
	2km 未満 月額 0円				
	2km 以上 5km 未満 月額 2,100円				
	5km 以上 10km 未満 月額 4,200円				
	10km 以上 15km 未満 月額 7,100円				
	15km 以上 20km 未満 月額 10,000円				
	20km 以上 25km 未満 月額 12,900円				
	25km 以上 30km 未満 月額 15,800円				
	30km 以上 35km 未満 月額 18,700円				
	35km 以上 40km 未満 月額 21,600円				
	40km 以上 45km 未満 月額 24,400円				
	45km 以上 50km 未満 月額 26,200円				
50km 以上 55km 未満 月額 28,000円					
55km 以上 60km 未満 月額 29,800円					
60km 以上 月額 31,600円					
管理職手当	課長級職員 給料×8%	同	—	3,708千円	336,968円

5. 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	町長	670,000円	(670,000円)	(参考)類団における最高/最低額 763,000円/384,000円
	副町長	585,000円	(585,000円)	630,000円/391,800円
	参与	435,000円	(435,000円)	-
報酬	議長	270,000円	(270,000円)	344,000円/140,000円
	副議長	190,000円	(190,000円)	279,000円/115,000円
	議員	170,000円	(170,000円)	261,000円/100,000円
期末手当	町長 副町長 参与	(27年度支給割合) 年間 3.15月分		
	議長 副議長 議員	(27年度支給割合) 年間 3.15月分		
退職手当	町長	(算定方式) 給料月額×530/100×在職年数	(1期の手当額) 14,204千円	(支給時期) 任期ごと
	副町長	給料月額×315/100×在職年数	7,371千円	任期ごと
	参与	(一般職に同じ)		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

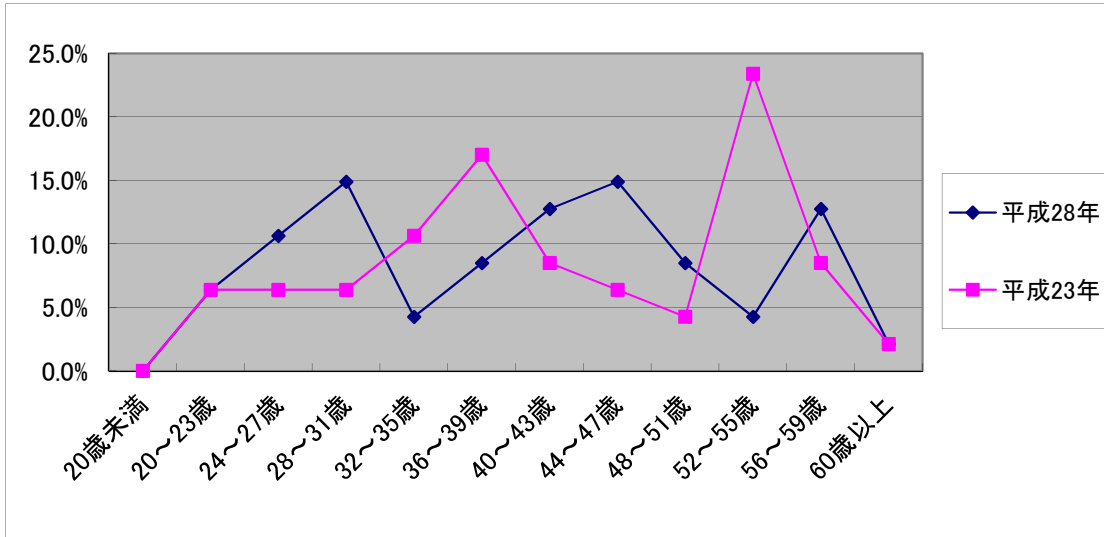
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成28年	平成27年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	11	10	1	昨年度採用職員の不足による補充
		税務	4	4	0	
		民生	14	14	0	
		衛生	2	3	△ 1	保健師の退職、採用職員の不足
		農林水産	2	2	0	
		商工	3	3	0	
		土木	3	3	0	
	計	41	41	0	【参考】人口1万人あたりの職員数 279.29人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 204.17人)	
	教育部門	3	3	0		
小計	44	44	0	【参考】人口1万人あたりの職員数 299.73人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 242.47人)		
公営企業会計	簡易水道	2	1	1		
	国民健康保険	1	1	0		
	介護保険	0	0	0		
	小計	3	2	1		
合計		47	46	1	【参考】人口1万人あたりの職員数 320.16人	
		[48]	[48]	0		

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年職員年齢構成の状況（平成28年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	3	5	7	2	4	6	7	4	2	6	1	47



(3) 職員数の推移

部門別	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政職		39人	38人	40人	42人	41人	41人	2人 (5.1%)
教育		4人	4人	3人	3人	3人	3人	△1人 (△25.0%)
普通会計計		43人	42人	43人	45人	44人	44人	1人 (2.3%)
公営企業等会計計		4人	4人	3人	3人	2人	3人	△1人 (△25.0%)
総合計		47人	46人	46人	48人	46人	47人	0人 (0.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7. 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

①職員給与費の状況

ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成25年度総費用に占める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
27	33,056	1,833	※	—	—

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
27	1	※	※	※	※	※

(注) 1 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

2 当該事業の職員数は1人のため、個人の特定を避けるため、「※」としている。

イ) 特記事項

特になし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成28年4月1日）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠置町	※	※	※
団体平均	44.7歳	346,797円	514,785円
事業者	—	—	—

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 当該事業の職員数は1人のため、個人の特定を避けるため、「※」としている。

③職員の手当の状況

ア) 期末・勤勉手当

笠置町（簡易水道事業）		笠置町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（27年度）		1人当たり平均支給額（27年度）	
※ 千円		1,270千円	
（平成27年度支給割合）		（平成27年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.60月分	2.60月分	1.60月分
(1.45月分)	(0.75月分)	(1.45月分)	(0.75月分)
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
役職加算	5、6級 10%	役職加算	5、6級 10%
	3、4級 5%		3、4級 5%
管理職加算	なし	管理職加算	なし

(注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 当該事業の職員数は1人のため、個人の特定を避けるため、「※」としている。

イ) 退職手当（平成28年4月1日現在）

笠置町（簡易水道事業）			笠置町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
2%～45%加算			2%～45%加算		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
— 千円			10,597 千円		

ウ) 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）		—	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の支給率
全町	0%	0人	0%

エ) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）	—
支給職員1人あたり平均支給年額（平成27年度決算）	—
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）	—
手当の種類（手当額）	—

オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	※
職員1人あたり平均支給年額（平成27年度決算）	※
支給実績（平成26年度決算）	※
職員1人あたり平均支給年額（平成26年度決算）	※

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

3 当該事業の職員数は1人のため、個人の特定を避けるため、「※」としている。

カ) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給1人あたり平均 支給年額 (27年度決算)	
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族（配偶者を除く） 1人につき 6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族の場合 1人目 11,000円 満16歳の年度当初から満22歳の年度末までの 扶養親族 1人につき5,000円加算	同	—	※	※	
	住居手当	借家（家賃に応じて） 最高27,000円	同	—	※	※
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額（55,000円限度） 交通用具利用者（距離2km以上） 2km未満 月額 0円 2km以上 5km未満 月額 2,100円 5km以上 10km未満 月額 4,200円 10km以上 15km未満 月額 7,100円 15km以上 20km未満 月額 10,000円 20km以上 25km未満 月額 12,900円 25km以上 30km未満 月額 15,800円 30km以上 35km未満 月額 18,700円 35km以上 40km未満 月額 21,600円 40km以上 45km未満 月額 24,400円 45km以上 50km未満 月額 26,200円 50km以上 55km未満 月額 28,000円 55km以上 60km未満 月額 29,800円 60km以上 月額 31,600円	異	交通用具利用者のうち、2km以上5km未満の者に係る手当額について、国は2,000円	※	※	
	管理職手当	課長級職員 給料×8%	同	—	※	※

(注) 当該事業の職員数は1人のため、個人の特定を避けるため、「※」としている。